



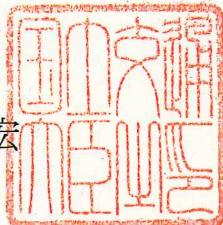
参考資料 1

国住指第1957号
平成27年9月14日

社会资本整備審議会
会長 三村 明夫 殿

国土交通大臣

太田 昭宏



諮問

下記の事項について、ご意見を承りたい。

記

エスカレーターの転落防止対策について

以上

諮詢

エスカレーターの転落防止対策について

諮詢理由

平成21年4月8日に東京都内で発生したエスカレーター事故について行った消費者安全法に基づく事故等原因調査を踏まえ、平成27年6月に消費者庁消費者安全調査委員会から国土交通大臣に対し、別添のとおり、エスカレーター側面からの転落を防止するためのガイドラインを策定し、法的整備も視野に入れて関連事業者による遵守を徹底させることなどについて意見が出された。

当該意見を踏まえ、国土交通省としては、エスカレーターの転落防止対策について、ガイドライン策定の必要性や建築基準見直しの要否を含め、検討する必要がある。

これが、今回の諮詢を行う理由である。